

第5節 二次災害の防止

第1項	震災消防活動	<input type="checkbox"/> 消防班	<input type="checkbox"/> 総括班
第2項	危険物取扱施設等の応急措置	<input type="checkbox"/> 消防班 <input type="checkbox"/> 福祉班 <input type="checkbox"/> 第七管区海上保安本部	<input type="checkbox"/> 総括班 <input type="checkbox"/> 警察
第3項	中高層建築物応急対策	<input type="checkbox"/> 消防班 <input type="checkbox"/> 福祉班	<input type="checkbox"/> 総括班 <input type="checkbox"/> 警察
第4項	余震・降雨等に伴う二次災害の防止	<input type="checkbox"/> 都市整備班 <input type="checkbox"/> 産業振興班	

【基本方針】

阪神淡路大震災では、直下型地震により多数の建物倒壊や火災で甚大な被害が発生しただけでなく、地震後の降雨に伴った土砂災害等の二次災害が多発した。新潟・中越地震や東日本大震災では地震や余震に伴った大規模斜面崩壊や土石流、地すべりが多発し、また津波により流出した港湾地域の石油タンクや一般車両等からの油類の流出とこれらの自然発火により、地区全体が延焼するなど災害態様をより複雑にしている。

大規模地震の発生に伴い二次的に発生する多発火災や、危険物・毒劇物等の施設が損傷し、火災、爆発、流出等の災害が発生した場合には、地域住民や従業員に対して重大な被害を与えるおそれがある。また、大規模な地震によって損傷を受けた斜面等では、その後の余震や降雨に伴って斜面崩壊（大規模深層崩壊）や土石流等が発生する危険性がある。

本節では、火災、危険物・毒劇物等の漏洩及び余震等に伴う二次災害に対する活動を定める。

第1項 震災消防活動

大規模地震の発生に伴い二次的に発生する多発火災による被害を軽減するため、消防機関等は、次により出火防止措置及び消防活動を実施する。

1. 出火防止、初期消火

火災による被害を防止または軽減するため、住民、事業者、並びに自治会や自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止、初期消火を行い、また各防災関係機関は、地震発生直後あらゆる方法により住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかけるとともに、必要な資機材を投入して全力で火災の延焼を最小限の範囲にとどめるよう努める。

2. 消防活動

(1) 基本方針

地震・津波による火災は、同時多発するほか、津波や土砂災害などと同時に発生する機会が多く、消防隊の絶対数が不足するとともに、家屋倒壊や流出、道路や橋梁の損傷などによる消防車などの通行障害が発生するため、すべての災害に同時に対応することは極めて困難となることが多い。したがって、早期に応援要請を行い、消防活動については消防力の重点投入地区を選定し、また延焼阻止線を設定するなど消防力の効率的運用を図る。

(2) 危険物火災等に対する消防活動

大量の危険物による火災に際しては、発火性、引火性または爆発性物品の種別数量に応じて、延焼危険度を考慮し、注水消火を行うほか、注水禁忌物に対しては、化学消火、窒息消火、除却消火等の方法を講じ、かつ周辺部への延焼防止にあたる。

(3) 危険区域での消防活動

木造建築物または危険物施設等の密集地域で、延焼拡大性が極めて大きく、あるいは消防活動上悪条件を伴う危険区域においては、火災の状況に応じて、防御部隊を増強し、延焼防止に努めるとともに、別に予備部隊を編成待機させ、風位の変化等による不測の事態に備える。

3. 救急救助活動

地震・津波災害時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、市及び消防機関は、医療機関、医師会、日本赤十字社福岡県支部、警察等関係機関と協力し、適切かつ迅速な救急救助活動を行う。

その他具体的対策等については、市消防計画による。

第2項 危険物取扱施設等の応急措置

地震・津波災害時における危険物施設等への応急措置は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第27節「二次災害防止計画」に準ずる。

第3項 中高層建築物応急対策

地震・津波災害時における中高層建築物災害の応急対策は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第26節「中高層建築物災害応急対策計画」に準ずる。

第4項 余震・降雨等に伴う二次災害の防止

1. 水害・土砂災害・宅地災害対策

県及び市（“都市整備班”及び“産業振興班”）は、余震や津波あるいは降雨等による二次的な水害（浸水）、土砂災害、並びに宅地災害等の危険箇所の点検を、地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市職員のOB等）、福岡県防災エキスパート協会、福岡県砂防ボランティア協会、斜面判定士等へ協力要請するほか、国のアドバイザー制度*を活用して行うものとする。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

（*アドバイザー制度・・・（社）全国防災協会が学識経験者、土木研究所、国土地理院からなるアドバイザーを委嘱し、二次災害の防止に関して助言を行う制度）

2. 建築物災害対策－応急危険度判定－

県及び市（“都市整備班”）は、被災した建築物等について、余震や津波浸水等による倒壊、部材の落下や流出等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため被災建築物の応急危険度判定を行う。

応急危険度判定は、登録された応急危険度判定士を活用して、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（日本建築防災協会）に基づき建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生危険の程度の判定・表示を行うものとする。

3. 宅地災害対策－被災宅地危険度判定－

県及び市（“都市整備班”）は、被災した宅地について、余震や津波浸水等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため被災宅地の危険度判定を行う。

危険度判定は、登録された危険度判定士を活用して宅地の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生危険の程度の判定・表示を行うものとする。